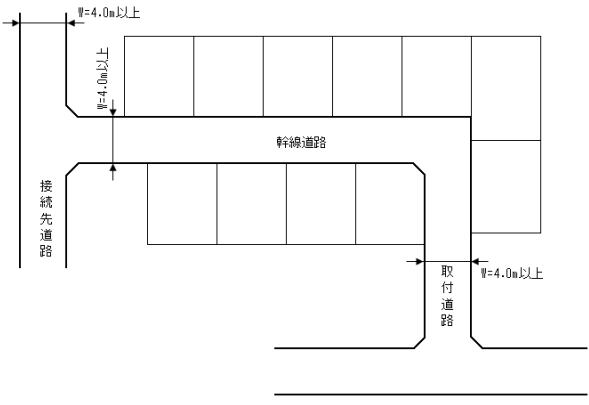
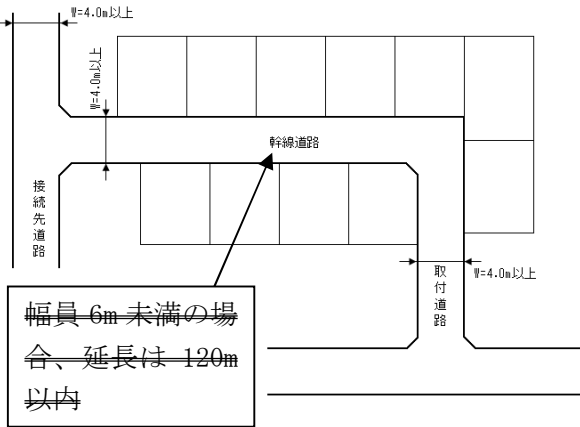
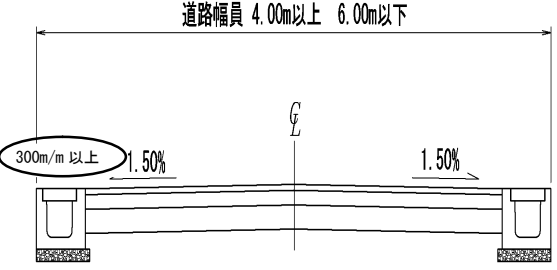
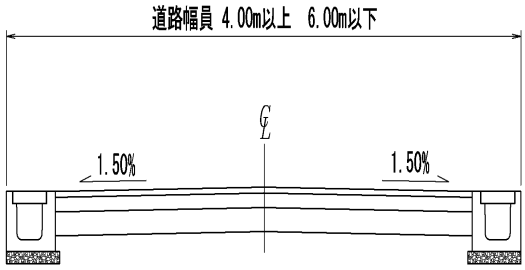
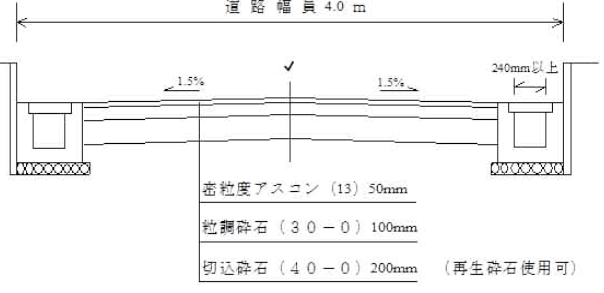
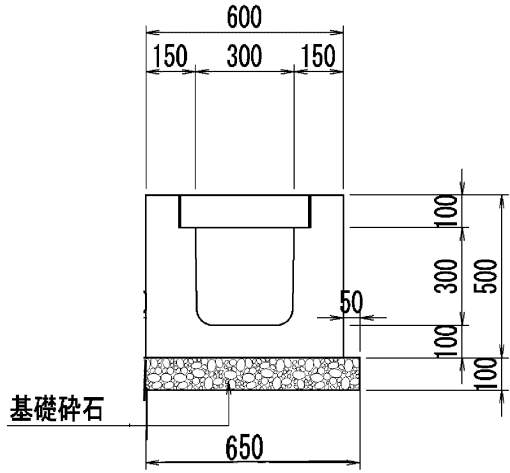
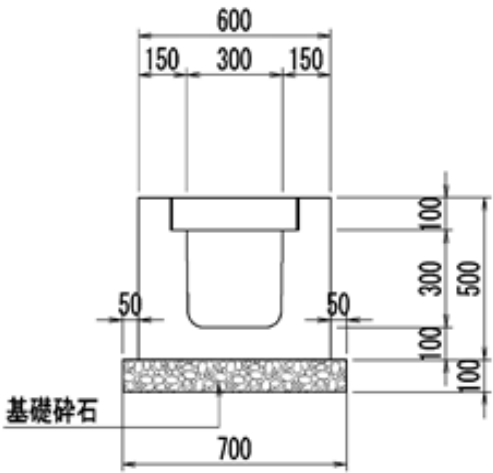


新旧対照表（参考）

○春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例<技術基準>の一部を改正する

改正後	改正前
2 道路配置計画の具体例 条例第44、45、46条関係 1. 住宅団地の場合の区域外及び区域内道路の幅員を例示したものである。 (1) 0.3ha 未満の住宅団地の場合 	P4 2 道路配置計画の具体例 条例第45、46条関係 1. 住宅団地の場合の区域外及び区域内道路の幅員を例示したものである。 (1) 0.3ha未満の住宅団地の場合 
1. 道路の標準断面[市道または私道（帰属なし）]  削除	P7 1. 道路の標準断面 
	P8 (3) 開発行為による道路（帰属なし：私道）  ※密粒度アスコン及び路盤材は再生材でも可 側溝蓋 ア 蓋は車道用を用いること。 イ グレーチング（細目）は10メートル毎に 設置し、手掛けは10枚目に1枚設置する。

改正後	改正前																																																								
2. 排水施設[市道または私道（帰属なし）] (1) 排水施設の構成 排水施設は長尺U型側溝を道路両側に設置し、流末施設に接続させるものとする。 ① 側溝工 ア 標準断面 <table><tr><th>側溝断面</th><th>蓋の厚さ</th></tr><tr><td>300mm×300mm 以上</td><td>100mm</td></tr></table> ※幅及び深さは、現況及び排水系統、計画高を踏まえ決定するものとする。 ※私道の側溝断面については240mm×240mm以上とする。 ② 側溝蓋 イ グレーチング（細目）は、10メートル毎に設置するものとする。 ～中略～ ③ 流末施設がない場合の排水施設 道路管理者と協議するものとする。 ④ 構造図（参考図）  出入口用 (2) 集水桝工 ② 構造等 ア 集水桝は2次製品の使用を原則とする。集水桝の構造は下表ならびに下図のとおりとする。 <table><tr><th>呼び名</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>H</th><th>g</th></tr><tr><td>400</td><td>400</td><td>150</td><td>700</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr><tr><td>500</td><td>500</td><td>150</td><td>800</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr><tr><td>600</td><td>600</td><td>150</td><td>900</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr></table> ※呼び寸法は接続する断面と口数及びH（深さ）を考慮して設計すること。	側溝断面	蓋の厚さ	300mm×300mm 以上	100mm	呼び名	a	b	c	H	g	400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による	500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による	600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による	2. 排水施設 (1) 排水施設の構成 排水施設は長尺U型側溝を道路両側に設置し、流末施設に接続させるものとする。 ① 側溝工 ア 標準断面 <table><tr><th>側溝断面</th><th>蓋の厚さ</th></tr><tr><td>300mm×300mm</td><td>100mm</td></tr></table> ※幅及び深さは、現況及び排水系統、計画高を踏まえ決定するものとする。 P10 ② 側溝蓋 イ グレーチングは、10メートル毎に設置するものとする。 ～中略～ ③ 流末施設がない場合の排水施設 道路建設課と協議するものとする。 P11 ④ 構造図（参考図）  出入口用 P12 (2) 集水桝工 ② 構造等 ア 集水桝は2次製品の使用を原則とする。集水桝の構造は下表ならびに下図のとおりとする。 <table><tr><th>呼び名</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>H</th><th>g</th></tr><tr><td>400</td><td>400</td><td>150</td><td>700</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr><tr><td>500</td><td>500</td><td>150</td><td>800</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr><tr><td>600</td><td>600</td><td>150</td><td>900</td><td>任意</td><td>グレーチングの種類による</td></tr></table>	側溝断面	蓋の厚さ	300mm×300mm	100mm	呼び名	a	b	c	H	g	400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による	500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による	600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による
側溝断面	蓋の厚さ																																																								
300mm×300mm 以上	100mm																																																								
呼び名	a	b	c	H	g																																																				
400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による																																																				
500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による																																																				
600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による																																																				
側溝断面	蓋の厚さ																																																								
300mm×300mm	100mm																																																								
呼び名	a	b	c	H	g																																																				
400	400	150	700	任意	グレーチングの種類による																																																				
500	500	150	800	任意	グレーチングの種類による																																																				
600	600	150	900	任意	グレーチングの種類による																																																				

改正後	改正前																										
～中略～ ウ 集水桝蓋は、グレーチング蓋（Ｔ－２５、細目）を 使用するものとし、受枠付、滑り止め付かつ盗難防止と して鎖付き等の対策を講じるものとする。	～中略～ ウ 集水桝蓋は、グレーチング蓋（Ｔ－２５）を使用す るものとし、受枠付、滑り止め付かつ盗難防止の対策を 講じるものとする。																										
P13 ３．路盤・舗装工〔市道または私道（帰属なし）〕 （１）車道部 ① 車道組成表	P13 ３．路盤・舗装工 （１）車道部 ① 車道組成表																										
<table><tr><th>表層工</th><th>上層路盤工</th><th>下層路盤工</th></tr><tr><td>再生密粒度アスコン t＝50mm</td><td>粒調碎石（M-30） t＝100mm または 再生粒調碎石 （RM-40） t＝120mm</td><td>再生切込碎石（RC-40） t＝200mm</td></tr></table>	表層工	上層路盤工	下層路盤工	再生密粒度アスコン t＝50mm	粒調碎石（M-30） t＝100mm または 再生粒調碎石 （RM-40） t＝120mm	再生切込碎石（RC-40） t＝200mm	<table><tr><th>表層工（A）</th><th>上層路盤工（B）</th><th>下層路盤工（C）</th></tr><tr><td>再生密粒度アスコン t＝50mm</td><td>粒調碎石 t＝100mm または 再生粒調碎石 t＝120mm</td><td>再生切込碎石 t＝200mm</td></tr></table>	表層工（A）	上層路盤工（B）	下層路盤工（C）	再生密粒度アスコン t＝50mm	粒調碎石 t＝100mm または 再生粒調碎石 t＝120mm	再生切込碎石 t＝200mm														
表層工	上層路盤工	下層路盤工																									
再生密粒度アスコン t＝50mm	粒調碎石（M-30） t＝100mm または 再生粒調碎石 （RM-40） t＝120mm	再生切込碎石（RC-40） t＝200mm																									
表層工（A）	上層路盤工（B）	下層路盤工（C）																									
再生密粒度アスコン t＝50mm	粒調碎石 t＝100mm または 再生粒調碎石 t＝120mm	再生切込碎石 t＝200mm																									
※ただし、指定路線及び大型車の通行がある場合 については、路床を含めて、別途、道路管理課と 協議するものとする。	※ただし、指定路線については道路管理課と協議 するものとする。																										
② 車道組成標準図	インターロッキングブロック舗装 インターロッキングブロック舗装の使用に関しては、 道路管理課と協議するものとする。																										
※（）内の値は粒調碎石を使用した場合の値である。	P14 ③ 車道組成標準図																										
※（）内の値は粒調碎石を使用した場合の値である。																											
P13 ③ その他 現状が上記によらない場合については道路管理 課と協議すること。																											
（２）歩道部 ～中略～ ②歩道組成表	（２）歩道部 ～中略～ ②歩道組成表																										
<table><tr><th>組成区分</th><th>表層工</th><th>路盤</th></tr><tr><td rowspan="2">透水性舗装</td><td rowspan="2">透水性アスコン t＝40mm</td><td>上層：再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm</td></tr><tr><td>下層：再生砂 t＝100mm</td></tr><tr><td>アスファルト舗装</td><td>再生細粒度アスコン t＝30mm</td><td>再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm</td></tr><tr><td>インターロッキング 舗装</td><td colspan="2">道路管理課と協議</td></tr></table>	組成区分	表層工	路盤	透水性舗装	透水性アスコン t＝40mm	上層：再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm	下層：再生砂 t＝100mm	アスファルト舗装	再生細粒度アスコン t＝30mm	再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm	インターロッキング 舗装	道路管理課と協議		<table><tr><th>組成区分</th><th>表層工（A）</th><th>路盤（B）</th></tr><tr><td rowspan="2">透水性アスコン</td><td rowspan="2">透水性アスコン t＝40mm</td><td>上層：再生切込碎石 t＝100mm</td></tr><tr><td>下層：再生砂 t＝100mm</td></tr><tr><td>アスファルト</td><td>再生細粒度アスコン t＝30mm</td><td>再生切込碎石 t＝100mm</td></tr><tr><td>インターロッキング ブロック</td><td colspan="2">道路管理課と協議</td></tr></table>	組成区分	表層工（A）	路盤（B）	透水性アスコン	透水性アスコン t＝40mm	上層：再生切込碎石 t＝100mm	下層：再生砂 t＝100mm	アスファルト	再生細粒度アスコン t＝30mm	再生切込碎石 t＝100mm	インターロッキング ブロック	道路管理課と協議	
組成区分	表層工	路盤																									
透水性舗装	透水性アスコン t＝40mm	上層：再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm																									
		下層：再生砂 t＝100mm																									
アスファルト舗装	再生細粒度アスコン t＝30mm	再生切込碎石 （RC-40） t＝100mm																									
インターロッキング 舗装	道路管理課と協議																										
組成区分	表層工（A）	路盤（B）																									
透水性アスコン	透水性アスコン t＝40mm	上層：再生切込碎石 t＝100mm																									
		下層：再生砂 t＝100mm																									
アスファルト	再生細粒度アスコン t＝30mm	再生切込碎石 t＝100mm																									
インターロッキング ブロック	道路管理課と協議																										
※出入口については状況に応じて、別途、道路管理課と 協議するものとする。																											

改正後		改正前	
③歩道組成標準図		③歩道組成標準図	
透水性舗装		透水性舗装	
アスファルト舗装		アスファルト舗装	
路床	路床	路床	路床

別表

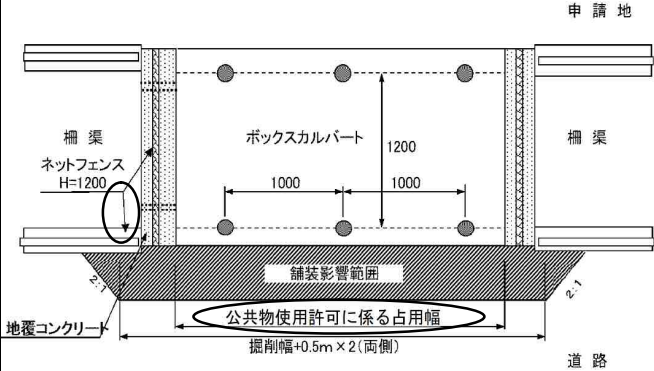
【公共物使用許可構造基準】

車 種 別 区 分	構 造	設 計 荷 重	適 用
人・自転車・バイク	ボックスカルバート 又は 床版形式	5.0kN/m ² 以上	——
通行する車両の車重と最大積載量の合計が6t未満	ボックスカルバート 又は 床版形式	T-6相当以上	自己用住宅等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が14t未満	ボックスカルバート	T-14相当以上	共同住宅 店舗 大規模工場 大規模駐車場 資材置場等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が20t未満	ボックスカルバート	T-20相当以上	
上記以外の場合	ボックスカルバート	T-25相当以上	

注1 公共物使用許可に係る占用幅については車両出入口の幅に準ずる

参考図

ボックスカルバート【既設1200の場合】 図—3
平面図



※出入口部分と既存構造物等は占用申請時に協議してください

※出入口部分とボックスカルバートの高さは原則フラットとする。やむを得ない場合は、5パーセント以下ですりつけること。

※歩道と車道の高さが違う場合は、車両通行に支障ない範囲ですりつけること。

P17

別表

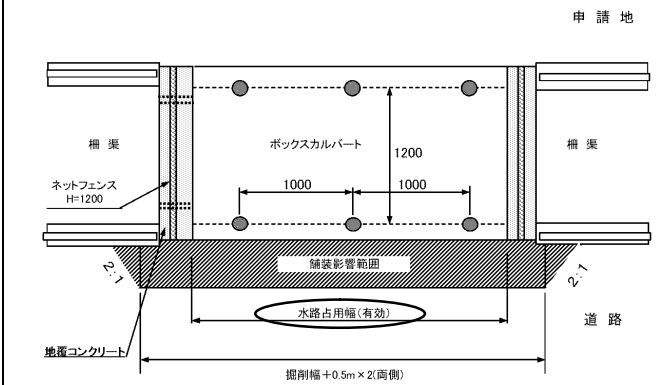
【水路占用構造基準】

車 種 別 区 分	構 造	設 計 荷 重	適 用
人・自転車・バイク	ボックスカルバート 又は 床版形式	5.0kN/m ² 以上	——
通行する車両の車重と最大積載量の合計が6t未満	ボックスカルバート 又は 床版形式	T-6相当以上	自己用住宅等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が14t未満	ボックスカルバート	T-14相当以上	共同住宅 店舗 大規模工場 大規模駐車場 資材置場等
通行する車両の車重と最大積載量の合計が20t未満	ボックスカルバート	T-20相当以上	
上記以外の場合	ボックスカルバート	T-25相当以上	

注1 水路占用の幅については車両出入口の幅に準ずる

参考図

図—3
平面図

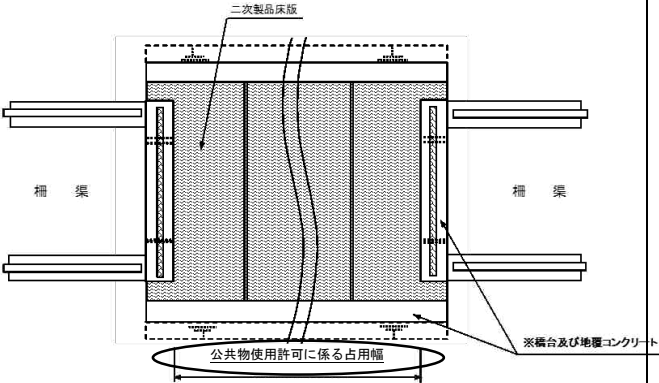
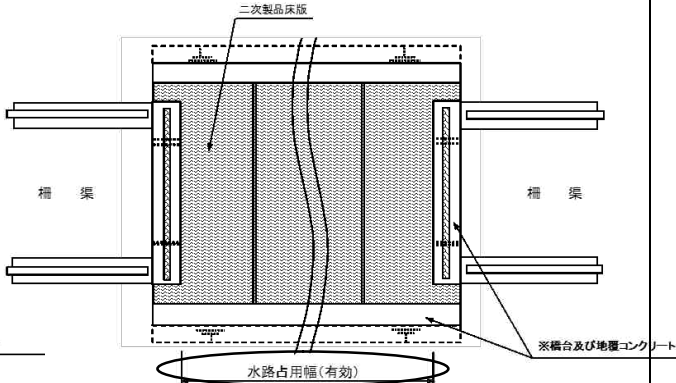
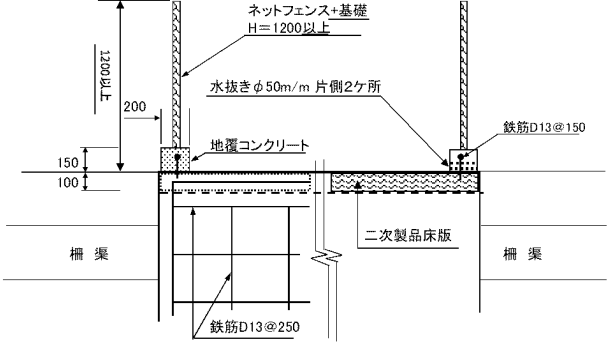
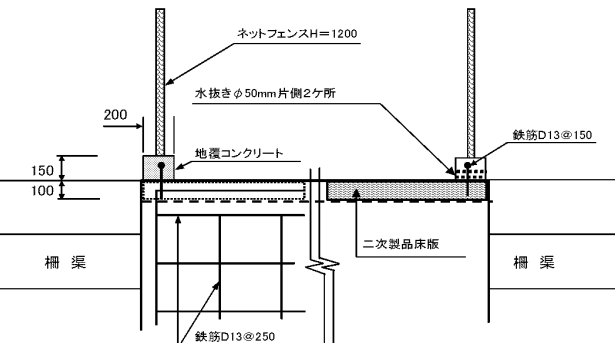
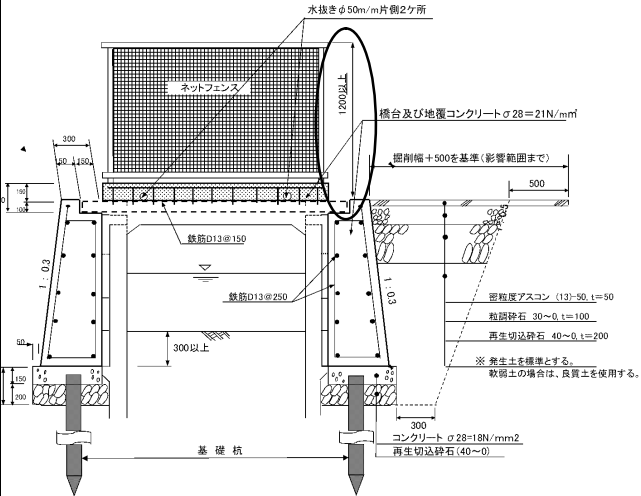
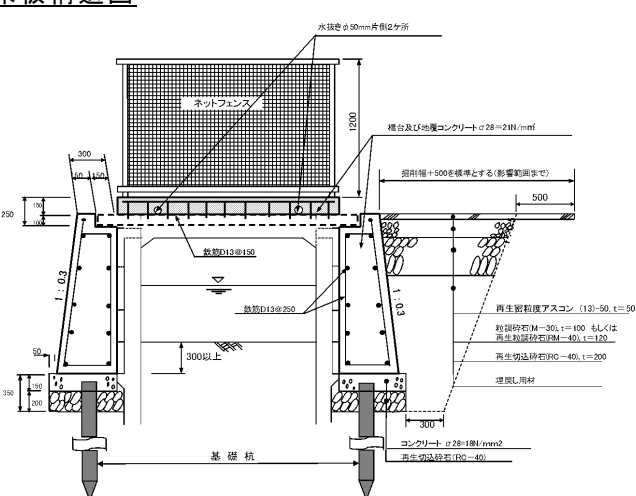


※出入口部分と既存構造物等は占用申請時に協議してください

※出入口部分とボックスカルバートの高さは原則フラットとする。やむを得ない場合は、5パーセント以下ですりつけること。

※歩道と車道の高さが違う場合は、車両通行に支障ない範囲ですりつけること。

改正後	改正前
断面図	断面図
※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。	※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。
構造図 ※指定路線の埋戻しについては、別途協議すること。 ※ボックスカルバートは、二次製品の仕様を標準とすること。内空断面は、既設水路、または改修計画断面図に合わせること。 ※基礎の構造は、沈下等をしない構造とすること。 ※設計荷重は、<u>公共物使用許可</u>構造基準を参照のこと。 ※ボックスカルバート天端は舗装等で被し、表面排水勾配を付けること。（舗装厚については、50mm以上とし、大型車の乗り入れがある場合については、別途、道路管理者と協議すること。） ※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。	ボックスカルバート構造図【既設水路が1200の場合】 ※指定路線の埋戻しについては、別途協議すること。 ※ボックスカルバートは、二次製品の仕様を標準とすること。内宮断面は、既設水路、または改修計画断面図に合わせること。 ※基礎の構造は、沈下等をしない構造とすること。 ※設計荷重は、<u>水路占用</u>構造基準を参照のこと。

改正後	改正前
参考図 平面図 	参考図 平面図 
※床板は二次製品仕様を原則とする。 断面図 	※床板は二次製品仕様を原則とする。 断面図 
※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。 床板構造図  ※指定路線の埋戻しについては、別途協議すること。 ※床板・橋台は、水路構造物に荷重が掛からないようにすること。	※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。 床板構造図  ※指定路線の埋戻しについては、別途協議すること。 ※床板・橋台は、水路構造物に荷重が掛からないようにすること。

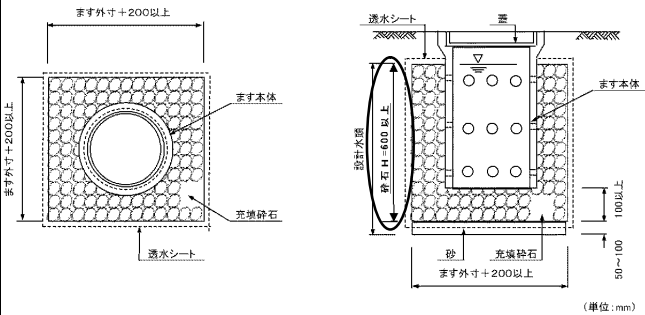
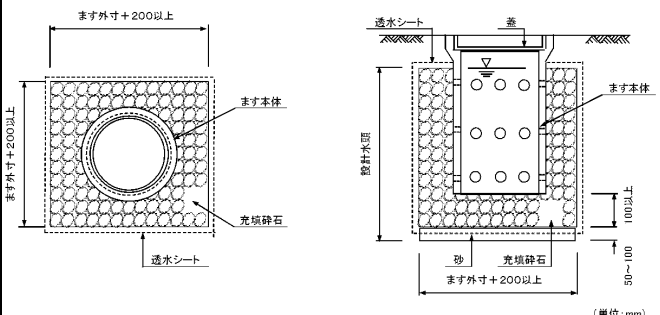
改正後	改正前
※橋台基礎は、通過車両の荷重を十分支持し、沈下等をしない構造とすること。 ※設計荷重は、<u>公共物使用許可構造基準</u>を参照のこと。 ※床板上は表面排水措置を講じること。 ※図面は参考図なので、占用申請時に協議してください。	ようにすること。 ※橋台基礎は、通過車両の荷重を十分支持し、沈下等をしない構造とすること。 ※設計荷重は、<u>水路占用構造基準</u>を参照のこと。
5. 河川・水路の標準構成 条例第44条関係 ～中略～ 2. 水路等の技術基準 ～中略～ (3) 事業者は、未改修水路に接する場合の境界構造は、河床より30センチメートル<u>以上</u>掘り下げたときに転倒等しない構造とする。図―5 (4) 道路と水路等が接する箇所は、高さが1.2メートル以上のフェンスを設置すること。 (5) 事業区域が水路等に接する場合は、事業区域内にフェンス等を設置し、十分な危険防止の措置をとること。転落の恐れがある場合は、H=1200以上のネットフェンス等（基礎含む）とする。 参考図 図―1 目地設置 1箇所/10m当り 図―2 目地設置 1箇所/10m当り	5. 河川・水路の標準構成 条例第44条関係 ～中略～ 2. 水路等の技術基準 ～中略～ (3) 事業者は、未改修水路に接する場合の境界構造は、河床より30センチメートル<u>上</u>掘り下げたときに転倒等しない構造とする。図―5 (4) 道路と水路等が接する箇所は、高さが1.2メートル以上のフェンスを設置すること。 (5) 事業区域が水路等に接する場合は、事業区域内にフェンス等を設置し、危険防止の措置をとること。 参考図 図―1 目地設置 1箇所/10m当り 図―2 目地設置 1箇所/10m当り

改正後	改正前																																				
図—3 1.2m 以上 事業区域 2~3% コンクリート 100mm 再生切込砕石 100mm 目地設置 1箇所/10m 当り	図—3 1.2m 以上 事業区域 コンクリート 100mm 再生切込砕石 100mm																																				
参考図 図—4 水路幅員 1m以上 事業区域 土羽断面 2~3% コンクリート 100mm 再生切込砕石 100mm 目地設置 1箇所/10m 当り	参考図 図—4 水路幅員 1m以上 事業区域 土羽法面 コンクリート 100mm 再生切込砕石 100mm																																				
※水路に蓋がある場合、蓋とタタキコンクリートは縁を切ること。																																					
6. 雨水流出抑制施設の基準 条例第44. 45条・規則第49条関係	6. 雨水流出抑制施設の基準 条例第44. 45条・規則第49条関係																																				
～中略～ 《表—1》※位置については、都市計画図参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td><td>豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)</td></tr> <tr> <td>②</td><td>梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)</td></tr> <tr> <td>③</td><td>南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>④</td><td>新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑤</td><td>藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑥</td><td>藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)</td></tr> <tr> <td>⑦</td><td>春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑧</td><td>西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)</td></tr> </tbody> </table>	土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域		①	豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)	②	梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)	③	南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)	④	新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)	⑤	藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)	⑥	藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)	⑦	春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)	⑧	西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)	～中略～ 《表—1》 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>⑨</td><td>豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)</td></tr> <tr> <td>⑩</td><td>梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)</td></tr> <tr> <td>⑪</td><td>南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑫</td><td>新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑬</td><td>藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑭</td><td>藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)</td></tr> <tr> <td>⑮</td><td>春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)</td></tr> <tr> <td>⑯</td><td>西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)</td></tr> </tbody> </table>	土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域		⑨	豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)	⑩	梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)	⑪	南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)	⑫	新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)	⑬	藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)	⑭	藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)	⑮	春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)	⑯	西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)
土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域																																					
①	豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)																																				
②	梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)																																				
③	南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)																																				
④	新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)																																				
⑤	藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)																																				
⑥	藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)																																				
⑦	春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)																																				
⑧	西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)																																				
土地区画整理事業により 雨水流出抑制施設の整備された区域																																					
⑨	豊野工業団地土地区画整理事業 (豊野町一丁目～三丁目)																																				
⑩	梅田第二土地区画整理事業 (梅田本町二丁目)																																				
⑪	南一丁目土地区画整理事業 (南一丁目の一部)																																				
⑫	新方袋東土地区画整理事業 (西八木崎一丁目の一部)																																				
⑬	藤塚新田土地区画整理事業 (本田町二丁目の一部)																																				
⑭	藤塚第三土地区画整理事業 (藤塚の一部)																																				
⑮	春日部駅西口南土地区画整理事業 (南一丁目の一部)																																				
⑯	西金野井第二土地区画整理事業 (西金野井の一部)																																				

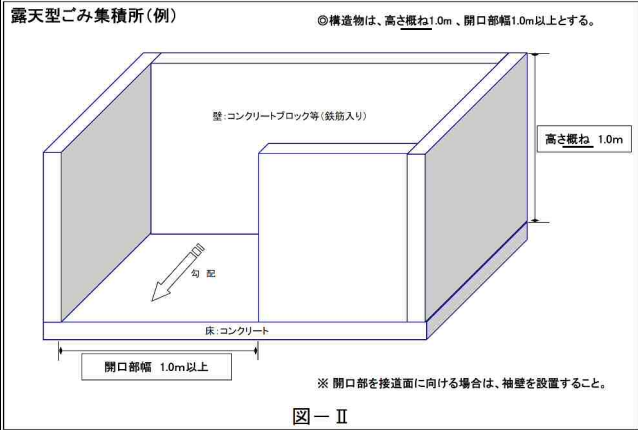
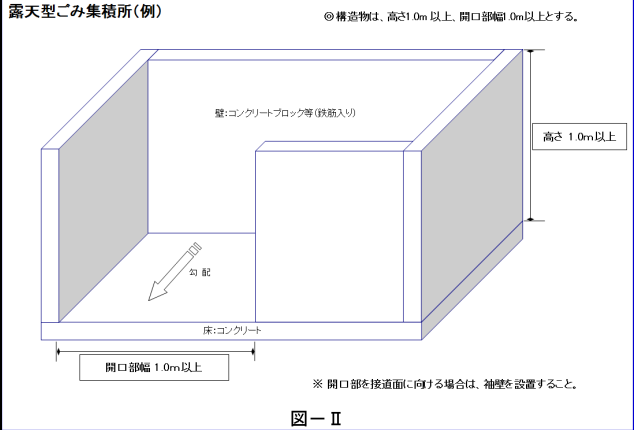
改正後	改正前
2. 雨水流出抑制施設の容量（必要対策量）の基本方針 (1) 春日部市における雨水流出抑制施設の基本方針は、貯留型及び浸透施設等の設置を原則とする。 ただし、「埼玉県浸透能力マップ」において、浸透対策に適した地域に指定されている地域は、この限りでない。 ～中略～ 透水能力マップ https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/documents/eria14.pdf 透水能力マップ凡例 https://www.pref.saitama.lg.jp/a1007/usuijyourei/documents/56078.pdf 用語 雨水流出抑制施設 ① 貯留型→平面貯留、地下貯留槽 ② 浸透型→地下浸透層、平面貯留（自然浸透する組成） ③ 浸透施設等→浸透柵等（浸透柵、浸透管） 4. 雨水流出抑制の設置に係るフロー <pre>graph TD A[雨水流出抑制施設の設置] --> B[開発区域面積] B --> C[0.05ha未満] B --> D[0.05ha以上1.0ha未満] B --> E[1.0ha以上] C --> F[各戸貯留又は浸透施設等の設置] D --> G[《表-1》に定める区域] G -- Yes --> F G -- No --> H[併用可能] H --> I[貯留型方式] H --> J[浸透型方式] I --> K[平面貯留型方式] I --> L[地下貯留型方式] K --> M[貯留型施設の設計] L --> M M --> N[オリフィス直径の算出又は排水形態の検討] J --> O[地質分類図による判定] O --> P[浸透施設等の設置検討] N --> Q[雨水流出抑制施設の計画書の提出] P --> Q Q --> R[計画書の承認] E --> S[埼玉県河川砂防課と協議]</pre>	P29 2. 雨水流出抑制施設の容量（必要対策量）の基本方針 (1) 春日部市における雨水流出抑制施設の基本方針は、貯留型の設置を原則とする。 ただし、「埼玉県浸透能力マップ」において、浸透対策に適した地域に指定されている地域は、この限りでない。 ～中略～ 透水能力マップ http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/56066.pdf 透水能力マップ凡例 http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/56078.pdf P31 4. 雨水流出抑制の設置に係るフロー <pre>graph TD A[雨水流出抑制施設の設置] --> B[開発区域面積] B --> C[0.05ha未満] B --> D[0.05ha以上1.0ha未満] B --> E[1.0ha以上] C --> F[各戸貯留又は浸透施設等の設置] D --> G[《表-1》に定める区域] G -- Yes --> F G -- No --> H[雨水流出抑制施設の設置検討] H --> I[貯留型方式] H --> J[浸透方式] I --> K[平面貯留方式] I --> L[地下貯留方式] K --> M[貯留施設の設計] L --> M M --> N[オリフィス直径の算出又は排水形態の検討] J --> O[地質分類図による判定] O --> P[浸透施設の設置検討] N --> Q[雨水流出抑制施設の計画書の提出] P --> Q Q --> R[計画書の承認] E --> S[埼玉県河川砂防課と協議]</pre>

改正後	改正前
雨水流出抑制施設設置基準 ～中略～ (雨水流出抑制施設の設置) 2 雨水流出抑制施設は、貯留型<u>または浸透型及び浸透施設等</u>とすること。ただし、<u>専用住宅を目的とした開発事業</u>については、<u>浸透施設等</u>とする。また、建築を伴わない一般開発事業については、<u>砂利舗装により地表面から自然浸透できる場合については、これを浸透施設等とみなすこととする。</u> 3 舗装は透水性舗装とすること。また出入り口部には必要に応じ、側溝等を設置し、事業地内からの流出防止の措置をとること。 <u>4</u> (略) ～中略～ 5 上記<u>4</u>にかかわらず、つぎの場合には貯留型雨水流出抑制施設を設置することを要しない。 (1) 雨水流出増加行為をする土地がすべて宅地等であるとき。 宅地等とは：宅地、道路、水路、池沼、鉄道線路、舗装された土地（登記地目ではなく現況による）。なお現地において舗装等されていない場合は別途協議する。 ～中略～ 6 浸透型雨水流出抑制施設は、<u>地質分類図及び個別の地質調査結果を基に設置について協議検討を行うものとする。</u> (貯留型雨水流出抑制施設の構造等) <u>7</u> (略) (1) 平面貯留式 平面貯留方式は、駐車場や緑地帯等の地盤高を周囲より低くしたり、周囲をブロック等で囲んだりして、降雨時に雨水を貯留する施設である。 道路に面して貯留施設を設置する場合は出入り口等から貯留させた雨水が道路等へ流出しないように、出入り口等にハンプや凸部を設け、開発地内に側溝等を設けること。 ～中略～ ウ 余水吐きを設置すること。 エ その他調整池等については別途協議とする オ 余裕高は計画高水位（H.W.L）から10cm以上とする。	P32 雨水流出抑制施設設置基準 ～中略～ (雨水流出抑制施設の設置) 2 雨水流出抑制施設は、貯留型<u>及び浸透型</u>とすること。ただし、<u>専用住宅を目的とした開発行為等及び舗装（砂利を除く。）をしない駐車場・資材置き場の開発行為等</u>にあたっては、<u>浸透型のみとする。</u> <u>3</u> (略) ～中略～ 4 上記<u>3</u>にかかわらず、つぎの場合には貯留型雨水流出抑制施設を設置することを要しない。 (1) 雨水流出増加行為をする土地がすべて宅地等であるとき。 宅地等とは：宅地、道路、水路、池沼、鉄道線路、舗装された土地 ～中略～ 5 浸透型雨水流出抑制施設は、<u>雨水排水施設に浸透管、浸透柵等を使用した浸透施設を設置すること。また、舗装は透水性舗装とすること。</u> P33 (貯留型雨水流出抑制施設の構造等) <u>6</u> (略) (2) 平面貯留式 平面貯留方式は、駐車場や緑地帯等の地盤高を周囲より低くしたり、周囲をブロック等で囲んだりして、降雨時に雨水を貯留する施設である。 道路に面して貯留施設を設置する場合は出入り口等から貯留させた雨水が道路等へ流出しないように、出入り口等にハンプや凸部を設け、開発地内に側溝を設けること。 ～中略～ ウ 余水吐きを設置すること。

改正後	改正前
(2) 地下貯留式 地下貯留方式は、事業地の敷地内の地下部分に<u>地下貯留槽</u>を設けるものである。 ～中略～ <u>8</u> (略) <u>9</u> (略) ～中略～ <u>10</u> (略) <u>11</u> (略) ～中略～ 各戸貯留または、浸透施設等設置に係るフロー 開発区域面積 1ha未満 開発区域 側溝・水路あり 側溝・水路なし 流末あり 流末なし 宅地内浸透要請 オーバーフロー側溝放流可 宅地内浸透 用語 流末→流下の確認できる水路、河川	(2) 地下貯留式 地下貯留方式は、事業地の敷地内の地下部分に<u>雨水流出抑制施設</u>を設けるものである。 ～中略～ P33 <u>7</u> (略) P34 <u>8</u> (略) ～中略～ <u>9</u> (略) P35 <u>10</u> (略) ～中略～ P36 各戸貯留または、浸透施設等設置に係るフロー 開発区域面積 1ha未満 開発区域 側溝あり 側溝なし 流末あり 流末なし 宅地内浸透指導 オーバーフロー側溝放流可 宅地内浸透 P37 <u>戸建て住宅の建築を目的とした開発や宅地造成等の雨水流出抑制施設について</u> <u>1. 戸建て住宅の建築を目的とした開発等</u>で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定める。 <u>① 浸透柵・浸透トレンチ（浸透管）</u> 開発区域内に設置する全ての雨水柵については、内径3
<u>5. 雨水流出抑制施設における浸透施設等について</u> <u>1. 開発事業等（戸建て住宅の建築も含む）</u>で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定める。 <u>① 浸透柵</u> 開発区域内に設置する全ての雨水柵については、内径3	<u>戸建て住宅の建築を目的とした開発や宅地造成等の雨水流出抑制施設について</u> <u>1. 戸建て住宅の建築を目的とした開発等</u>で雨水浸透施設を設置する場合は次のとおり設置基準を定める。 <u>① 浸透柵・浸透トレンチ（浸透管）</u> 開発区域内に設置する全ての雨水柵については、内径3

改正後	改正前
50ミリメートル、深さ500ミリメートル(砕石 H600mm×W 柵外寸+200mm)以上の浸透柵とし、開発区域内の雨水を効率的に処理できるよう設置すること。(例：雨樋の流下部等) ②浸透トレンチ（浸透管） 柵と柵を接続する管について、内径100ミリメートル(砕石 H500mm×W300mm)以上の浸透トレンチを併設する場合は、浸透柵の内径を200ミリメートルまで、引き下げることができる。 浸透型の雨水流出抑制施設の設置例 浸透柵・浸透トレンチ（浸透管）標準構造例 浸透柵の標準構造図 ※柵内径Φ350mm以上、深さ500mm以上の浸透柵とする。 (平面図) (断面図)  ～図～	50ミリメートル、深さ500ミリメートル(砕石 H600mm×W700mm)以上の浸透柵とする。 また、柵と柵を接続する管について、内径100ミリメートル(砕石 H500mm×W300mm)以上の浸透トレンチを設置することを基準とする。ただし、浸透柵と浸透トレンチを併設する場合は、浸透柵の内径を200ミリメートルまで、引き下げることができる。 P38 浸透型の雨水流出抑制施設の設置例 浸透柵・浸透トレンチ（浸透管）標準構造例 浸透柵の標準構造図 (平面図) (断面図)  ～図～ P39 貯留型雨水流出抑制施設一般構造図 (出入り口に設置する場合の例) ～図～ ※<u>出入口部には、必要に応じ事業地内に側溝等を設置し、雨水流出防止の措置をとること。</u> ※事業地内の側溝蓋は、グレーチングとする。 6. 放流部の構造 雨水及び雑排水を市の管理する道路側溝又は水路等の放流する場合は、下記の基準による。 参考図 ～中略～
	汚水及び雑排水を市の管理する道路側溝又は水路等の放流する場合は、下記の基準による。 参考図 ～中略～

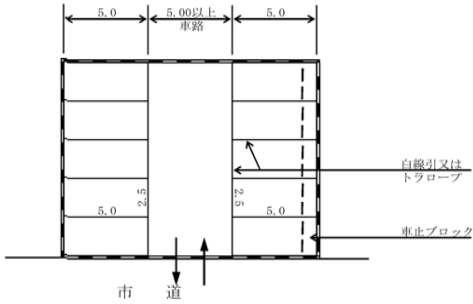
改正後	改正前
(5) 排水接続部は、コンクリート (t=100) で補強すること。 (6) 必要に応じて、逆流防止の措置を講じること 7. その他 (1) 給湯器設備等のドレンなどの雨水を含むおそれのある排水は、雨水系統に接続すること。	(5) 排水接続部は、コンクリートで補強すること。
(5) 遊戯施設 ア 遊具は、安全面で信頼性のある品質のものを使用すること。 イ 遊具の設置にあたっては、<u>一般社団法人日本公園施設業協会</u>の「遊具の安全に関する規準」等に基づき、安全性に十分に配慮し設置すること。 (7) 照明施設 ア 敷地形状、周辺状況から、防犯上必要と思われる公園に設置すること。 イ 照明施設の設置位置は、周辺住宅や樹木の植栽位置等も考慮して設置すること。遮光の必要がある場合は、遮光板を設置すること。 ウ 照明器具はLED照明器具とし、照明灯の点灯は、自動点滅器タイマー併用とすること。照明灯の照明範囲は、<u>JIS規格に適合するもの</u>とし、公園の敷地面積に合わせて必要な基数を有効に配置すること。	P42 (5) 遊戯施設 ア 遊具は、安全面で信頼性のある品質のものを使用すること。 イ 遊具の設置にあたっては、<u>社団法人日本公園施設業協会</u>の「遊具の安全に関する規準」等に基づき、安全性に十分に配慮し設置すること。 (7) 照明施設 ア 敷地形状、周辺状況から、防犯上必要と思われる公園に設置すること。 イ 照明施設の設置位置は、周辺住宅や樹木の植栽位置等も考慮して設置すること。遮光の必要がある場合は、遮光板を設置すること。 ウ 照明器具はLED照明器具とし、照明灯の点灯は、自動点滅器タイマー併用とすること。照明灯の照明範囲は、<u>水銀灯100ワット相当器具1灯につき500平方メートル、水銀灯200ワット相当器具1灯につき1,000平方メートルを標準</u>とし、公園の敷地面積に合わせて必要な基数を有効に配置すること。
3. ごみ集積所の構造 ～中略～ (3) 露天型ごみ集積所の構造は、三方をコンクリートブロック等で囲み、<u>高さ概ね1.0メートル</u>、開口部幅1.0メートル以上確保すること。ただし、都市景観、近隣の生活環境を配慮し、屋根及び扉を設ける場合は、扉は引き戸、開口部幅1.5メートル・高さ1.8メートル以上とすること。 ～中略～ (7) ごみ集積所にダストボックスを設置しようとする場合は、<u>担当課</u>と協議すること。 (8) 設置した構造物等の維持管理については、事業者若しくは管理責任者が適正に行うものとする。	P48 3. ごみ集積所の構造 ～中略～ (3) 露天型ごみ集積所の構造は、三方をコンクリートブロック等で囲み、<u>高さ1.0メートル以上</u>、開口部幅1.0メートル以上確保すること。ただし、都市景観、近隣の生活環境を配慮し、屋根及び扉を設ける場合は、扉は引き戸、開口部幅1.5メートル・高さ1.8メートル以上とすること。 ～中略～ (7) ごみ集積所にダストボックスを設置しようとする場合は、<u>市</u>と協議すること。

改正後	改正前
5. ごみ集積所の収集<u>依頼及び維持管理</u> (1) 収集開始は入居に<u>合わせて</u>行うため、事業者、若しくは管理責任者又は、<u>集積所利用者は、収集開始希望日の1週間前までに収集依頼書</u>を担当課に提出すること。<u>(収集依頼書は担当課にあります)</u> (2) 事業者若しくは管理責任者は、集積所利用者に適正なごみ及び資源物等の排出方法を周知し、市の啓発に協力すること。 (3) 事業者若しくは管理責任者が、ごみ集積所の維持管理を集積所利用者に移管するときは、事業者若しくは管理責任者の責任において文書により行うこと。 (改正後) 露天型ごみ集積所(例) ◎構造物は、高さ概ね1.0m、開口部幅1.0m以上とする。  図一Ⅱ	P49 5. ごみ集積所の収集<u>申請</u> (1) 収集開始は入居に<u>合せて</u>行うため、事業者、若しくは管理責任者又は、<u>利用者が入居日決定後、収集希望日の1週間前までに申請</u>を担当課に提出すること。<u>(申請書は担当課にあります)</u> (2) 事業者若しくは管理責任者は、集積所利用者に適正なごみ及び資源物等の排出方法を周知し、市の啓発に協力すること。 この場合、事業者が集積所利用者に維持管理を移管する場合、この旨を事業者の責任において集積所利用者に書面にて周知すること。 P50 (改正前) 露天型ごみ集積所(例) ◎構造物は、高さ1.0m以上、開口部幅0m以上とする。  図一Ⅱ
11. 自動車駐車場及び自転車駐車場の基準 条例第44.45条・規則第49.50条関係 ・駐車ますの寸法や車路の寸法、その他の事項について、本技術基準によらない場合は、別途、協議を行い決定するものとする。 1 露天(青空)駐車施設等 (1) 小型自動車(軽自動車) ア 軽自動車のための敷地内台数は、敷地内確保台数の20パーセントまで可とする。ただし、敷地内確保台数が10台以上の場合とする。 イ 駐車ますの寸法は、2.2m 3.7m とする。	11. 自動車駐車場及び自転車駐車場の基準 条例第44.45条・規則第49.50条関係 1 露天(青空)駐車施設等 (1) 小型自動車(軽自動車) ア 軽自動車のための敷地内台数は、敷地内確保台数の20パーセントまで可とする。ただし、敷地内確保台数が10台以上の場合とする。 イ 駐車ますの寸法は、2.2m 3.7m とする。

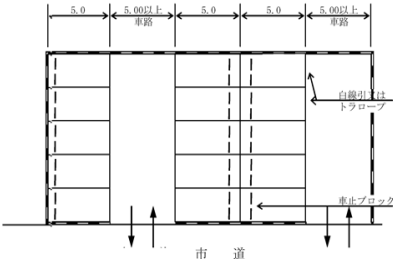
改正後	改正前
ウ 駐車ますの寸法は「軽」の文字をペイント表示すること。 （路面が砂利敷きの場合は表示看板とする。） エ 車路は、別途参考図とする。ただし、これにより難しい場合は、関係課と協議を行い決定すること。 （２）小型自動車（普通自動車） ア 小型自動車用の駐車ますの寸法は、 2.5 m 5.0 m とする。 イ 車路は、別途参考図とする。ただし、これにより難しい場合は、関係課と協議を行い決定すること。 ウ 駐車場内に車路を設けず、道路上で切り返しを要する駐車スペース等は、道路交通上支障となるので極力避けること。 （３）大型自動車 ア 大型自動車用の駐車ますの寸法は、 3.5 m 13.0 m とする。 イ 車路の寸法については、関係課と協議を行い決定すること。 駐車ますと車路の配列（参考図） 45°以下駐車場 45°以上90°駐車場 （縦列駐車場削除）	ウ 駐車ますの寸法は「軽」の文字をペイント表示すること。 （路面が砂利敷きの場合は表示看板とする。） （２）小型自動車（普通自動車） ア 小型自動車用の駐車ますの寸法は、 2.5 m 5.0 m とする。 イ 車路は、別途参考図とする。 ウ 駐車場内に車路を設けず、道路上で切り返しを要する駐車スペース等は、道路交通上支障となるので極力避けること。 （３）大型自動車 ア 大型自動車用の駐車ますの寸法は、 3.5 m 13.0 m とする。 駐車ますと車路の配列（参考図） 45°以下駐車場 45°以上90°駐車場 縦列駐車場

改正後

(図面修正)



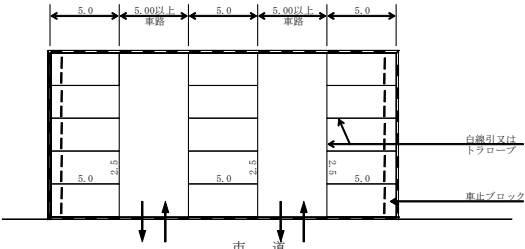
市道直入駐車場



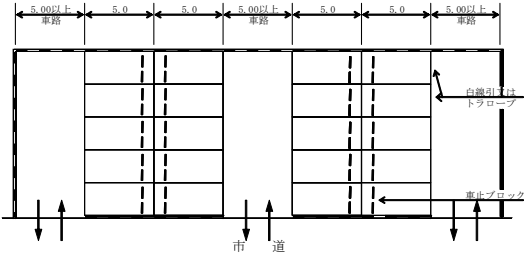
市道直入駐車場

※その他配列は別途協議

改正前



市道直入駐車場



市道直入駐車場

※ その他配列は別途協議